

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタンプ

No.2401

特集Ⅰ

運転者の教育徹底し交通災害防止へ
アプリ活用して運転分析－戸田建設東北支店
道路走行中の危険を疑似体験－JAF

特集Ⅱ

頭痛プロジェクトを展開
対策プログラムで改善図る
富士通

ニュース

時間外年720時間試行へ
日建連 自主規制目標を改定

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

5

1月号

2022



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 埼玉会
社会保険労務士行政書士楠原事務所

所長 楠原 正和

第340回

社員がワクチン接種後、神経障害に

■ 災害のあらまし ■

Aは水道敷設工事を請け負う会社Xに勤務していたが、平成23年11月に会社代表者が発案、主導したインフルエンザワクチンの接種を、指示により他の従業員とともに受け、その後副反応が出た。Aは同年12月初旬より下痢や全身の倦怠感の体調不良に悩み、同月9日に会社Xを退社した。同月16日に病院で受診したところ、ワクチン接種の副反応であるギランバレー症候群であると診断され、同日より半年ほど入院をして、退院後も継続して通院をしていたが、平成25年10月にギランバレー症候群による両下肢機能障害2級の身体障害者手帳の交付を受けた。Aは所轄労働基準監督署に対し、この副反応に関して、労災による療養給付および休業補償給付の請求をしたが、不支給決定を受けた。Aは、その後Y県労働者災害補償保険審査官に対し審査請求、再審査請求をしたがいずれも棄却され、本件処分の取り消しを求めて本件訴訟を提起した。

■ 判断 ■

地裁は、所轄労基署が行った処分は適法であるとして、Aがインフルエンザ予防ワクチン接種後にギランバレー症候群に罹患したことについて、**業務外**として処分長の判断を妥当としてこの訴えを棄却した。

■ 解説 ■

Aのり患したギランバレー症候群とは、急性の四肢の筋力低下と腱反射の低下をきたす多発末梢神経障害のことであり、しびれを生じたり力が入らなくなったりすることがある疾病である。ギランバレー症候群は、インフルエンザワクチンの接種による

副作用で引き起こされることがあると厚生労働省の重篤副作用疾患別マニュアルには解説がある

この事例では、Aの接種が、会社Xの業務命令より、業務の一環としてなされたのか否かという点で、労災適用に必要な「業務遂行性」を満たすかどうか判断された。

会社X代表者は、この事件の起きる2年ほど前から、毎年11月ごろに社内や社員寮内でインフルエンザが蔓延するのを防止するために、従業員に対し、会社が費用を負担するのでインフルエンザの予防接種を受けるよう口頭で推奨していた。それによりX社の同年の従業員のインフルエンザ予防接種率は約70%に達し、同時期の成人のインフルエンザワクチンの接種率26.95と比べて極めて高い接種率であった。

本件予防接種は、会社Xによる従業員に対する福利厚生の一環で、接種の推奨として費用の全額補助の下で行われているが、会社の方が組織的に予防接種を受ける日時、期限や場所を指定するなどして実施されたとは認められなかった。また、予防接種を受けていた時間については出勤時間外（勤務中ではない）として取り扱われ、賃金は支給されていない。

また、高い接種率とはいえ、従業員の中にはインフルエンザの予防接種を受けていない者（約30%）もいたが、それらの従業員に対しては制裁などの不利益が科されたということはなかった。

会社Xでは、同年予防接種を受けなかった従業員も相当な割合に上っている。また、Aが会社Xに対してこの予防接種を受けるまでの間に予防接種をしない判断をすることも可能であったと思われる。

これら予防接種に至る経緯や状況を勘案すると、Aは会社Xの業務命令や同社代表



者の強制に基づいて予防接種を受けたものではないと認められるのが相当であるとして、仮にAがこの予防接種を原因としてギランバレー症候群に罹患したとしても、これが業務上の災害にあたるものではないとの結論になった。

ただし、会社が従業員に対しワクチン接種を強制した場合には労災認定される場合もあるので、業務上の災害にあたるかどうかは個別の事例ごとに判断されるものと思われる。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種が進んでいる。国は、新型コロナウイルスのワクチン接種については、通常労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることによって健康被害が生じたとしても労災保険給付の対象とはならないとしている。

ただし、医療従事者等や高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、業務の遂行のために必要な行為として業務行為に該当すると認められることから、労災給付の対象としている。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp